

〇〇中学校学則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、〇〇中学校という。

(位置)

第 3 条 本校は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

第 2 章 学級編成及び収容定員

(学級編成及び収容定員)

第 4 条 本校の学級編成及び収容定員は、次のとおりとする。

学 年	収 容 定 員	学 級
第 1 学 年	名 (男・女)	学級
第 2 学 年	名 (男・女)	学級
第 3 学 年	名 (男・女)	学級
計	名 (男・女)	学級

第 3 章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は、3 年とする。

(学年)

第 6 条 学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(学期)

第 7 条 学年を分けて、次の 3 学期とする。

第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 3 1 日まで

第 2 学期 8 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日 (毎月第〇土曜日)

(3) 国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する日

(4) 学年始休業 4 月 1 日から 4 月〇日まで

(5) 夏季休業〇月〇日から〇月〇日まで

(6) 冬季休業〇月〇日から〇月〇日まで

(7) 学年末休業 3 月〇日から 3 月 3 1 日まで

(8) 開校記念日〇月〇日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるとき若しくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学及び休学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、小学校又はこれに準ずる学校を卒業したものである。

(転入学又は編入学資格)

第10条 第1学年の途中又は第2学年以上に転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者又は修了したと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

2 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(出願手続)

第12条 入学を希望するときは、保護者は入学願書等の書類に検定料をそえ、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学の許可を受けた者は、すみやかに保護者（保証人）と連署した誓約書、その他必要書類に入学料をそえて、提出しなければならない。

2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 他の中学校から本校に転学を志願する生徒があるときは、欠員がある場合に限り、選考のうえ転学を許可することがある。

2 生徒が他の中学校へ転学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 生徒が退学しようとするときは、保護者は所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(欠席、休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者はその理由を明記し、届け出なければならない。

2 生徒が病気その他やむを得ない理由により〇月以上出席することができない時は、保護者は所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

(復学)

第17条 前条第2項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て許可を受けなければならない。

(出席停止)

第18条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認められるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第19条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第20条 生徒及び保護者、保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第5章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第21条 本校の教育課程は、中学校学習指導要領に基づき編成し、その教科及び授業時数は、別表のとおりとする。

(課程終了の認定)

第22条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第23条 前条の規定により生徒が本校所定の全課程を修了したと認められるときは、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第24条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について、教育上必要があるときは、原級に留め置くことがある。

第6章 教職員組織

(教職員組織)

第25条 本校に次の教職員を置く。

校長	1名
副校長	〇名
教頭	〇名
主幹教諭	〇名
指導教諭	〇名
教諭	〇〇名
養護教諭	〇名
栄養教諭	〇名
司書教諭	〇名
講師	〇名
事務職員	〇名
学校医	〇名
学校歯科医	〇名
学校薬剤師	〇名

- 2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 3 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 教頭は、校長（及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。
- 5 主幹教諭は、校長（及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 6 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 7 教職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第7章 授業料、入学金及び選抜料

(授業料、入学時納付金及び入学検定料)

第26条 本校の授業料、入学時納付金及び入学検定料は、次のとおりとする。

授業料（年・月額）	〇〇, 〇〇〇円
入学金	〇〇, 〇〇〇円
〇〇費	〇, 〇〇〇円
入学検定料	〇, 〇〇〇円

- 2 生徒の在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、またその始期にかかわらずその始期の属する月の翌日から授業料を免除することがある。
- 3 正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を〇月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、退学を命ずることがある。
- 4 既に納入した授業料、入学金、〇〇費及び入学検定料は原則として返還しない。ただし、入学する年度の3月31日以前に入学を辞退した場合において、既に納入している授業料、〇〇費については、この限りではない。
- 5 授業料、〇〇費は、別に定めるところによりその全部または一部を免除することができる。

第8章 賞罰

(褒賞)

第27条 生徒がその成績、性行ともにすぐれ他の模範となるときは、褒賞することがある。

(懲戒)

第28条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者。

(4) 学校の秩序をみだし、その他生徒としての本分に反した者。

第9章 寄宿舎

(寄宿舎)

第29条 本校に寄宿舎を置く。

2 寄宿舎については、別に定める。

(雑則)

第30条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別の定める。

附 則

この学則は、□□〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(注) 学則改正の都度改正年月日を附則に書き足し、改正の経緯を明瞭にすること。

例 附則 (□□〇〇年〇〇月〇〇日一部改正)

この学則は、□□〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。ただし、入学金、〇〇費及び入学検定料の額については、□□〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

附則 (□□〇〇年〇〇月〇〇日全部改正)

〇〇〇〇〇〇〇〇…。

附則 (□□〇〇年〇〇月〇〇日全部改正)

〇〇〇〇〇〇〇〇…。

(別表) 教育課程

区 分		第1学年	第2学年	第3学年	備 考
各 教 科 の 授 業 時 数	国 語				
	社 会				
	数 学				
	理 科				
	音 楽				
	美 術				
	保 健 体 育				
	技 術 ・ 家 庭				
	外 国 語				
道 徳					
特 別 活 動					
総合的な学習の時間					
(選 択 教 科 等)					
総 授 業 時 数					

(注) 各学年ごとに、各教科等の年間授業時数を記載すること。